

序 フローベール、男性社会、ナポレオン法典

本書は、ギュスターヴ・フローベールの文学作品に立ち現れる〈男性社会〉とそこからの逸脱の諸相を、ナポレオン法典ならびに同時代のジエンダー言説と交差させつつ分析し、男性性研究の視点を取り入れ、フローベール研究に新たな地平を提示することを目的とする。これまでの研究は文体や作品構造、草稿や読書ノートと作品生成のかかわり、あるいは女性の表象分析が軸となつて展開されてきた。本書はフローベールの作品や書簡を分析の中心的対象とし、フローベール像の総合的な提示を目指すものであり、同時に同時代のジエンダー編成を視野に入れて議論を掘り下げている点で独創的といえるだろう。

フランスで最も知られた作家の一人であるフローベールはどのような時代を生きたのだろうか。一八二一年に生まれ、一八八〇年にこの世を去るのだから、まさに十九世紀のフランスを生きた小説家だといえる。文学史的にはフローベールはポスト・ロマン主義の世代の作家であるといふことができるが、ここではそうした視点から作家とその作品を読み解くのではない。そうではなく、当時のフランス社会を作家がどのように観察し、それを文学としてどのように表象したのかを論じていくことになる。フランス社会をさまざまな角度から検討することができるだろうが、こ

こでは「男性社会」というキーワードに沿って考えてみよう。

まず一八〇四年に制定された『フランス人の民法典』、通称ナポレオン法典には以下のようなあまりにも有名な一文がある。「夫は妻を保護し、妻は夫に従わなければならない」という条文は一九三八年一月十八日の法律でそれが取り消されるまで、社会の基本的な夫婦関係、あるいは男女関係を規定していた^①。フローベールの生没年だけを見ても作家がまさしくこうした時代を生きていたことがわかるが、実際、フローベールは作家としての出発点となる『ボヴァリ夫人』において、夫婦関係を主題にしたのである。

とはいっても、フランスはなにも十九世紀以降に突然家父長制国家になつたわけではない。フランスは長らくイタリア、スペインに並ぶカトリック教国として君臨し、そこでは父=神を頂点とするピラミッド構造が国家の基盤となつていた。ヨーロッパの家族関係はその構造を反復していたのであり、フランスも長い間父を頂点とする、いわゆる家父長制国家であった。確かに十九世紀においてもその制度は維持されるのだが、そうした伝統的な世界観と十九世紀のフランスがひと続きの社会であるとは言い難い。

一七八九年のフランス革命に端を発する地殻変動が十九世紀以前と以降という断絶を引き起こしたのである。特に、革命によって宗教が否定されたことはフランス社会に大きな影響を与えた。それまで人々の振る舞いの根幹を規定し、心的な結びつきを生みだす（と思われていた）宗教が失われたのである。それ以降、フランスは十九世紀を通して、（あるいは現在に至るまで）社会的紐帯を探し求めることになる。ナポレオン法典はたしかに皇帝ナポレオンが制定し、市民にとつては上から押し付けられたものともいえるが、一方で人々がそこに規範的なものを読み込み、市民生活における共同の基盤を作っていたことはたしかだろう。したがつてフローベールの作品のみならず当時の文学作品を読む際には、十九世紀フランスの歴史的文脈を背景に読み込むことが求められる。本書では主に男らしさを中心としたジエンダーに着目し、フローベールの作品を読み解いていくつもりである。

もう少し当時の社会状況を見てみよう。イギリスの産業革命には遅れを取つていたが、十九世紀初頭にフランスも産業構造が転換し、都市に賃金労働者が増加した。人々の生活領域が仕事と家庭に分断され、公私が分けられるよ

うになつた。労働者階級では女性も工場に働きに出るが、ブルジョワ階級において妻は基本的に労働する必要はない。そのようにして、サロンを開くなどの社交活動を担うこともなく、労働することもないエンマのような、いわゆる専業主婦が誕生する。革命や宗教の変化に加え産業構造や政治経済など様々な要因によつて十九世紀の男性社会が編成されたのだが、こうした歴史的展開は自然なものなのだろうか。

ところで、一七八九年以降、オランプ・ド・グージュに代表されるような、女性の権利を闘争的に主張する女性が登場する。大革命によつてフランスの市民はいくつもの歴史的な成果を獲得したが、そのうちで「人権宣言 Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen」は最大のものだといえるだろう。しかしその彼女はこれに満足しなかつた。なぜならば、フランス語の原題では明らかなのだが、その「Homme」と「Citoyen」は男性を指しており、女性の権利を保証しているとは到底思われなかつたからである。そして一七九一年に彼女は「女性および女性市民の権利宣言 Declaration des Droits de la femme et de la citoyenne」を発表し、明確に女性の権利を主張することになる。ちなみに、そこに書かれた「女性は処刑台にのぼる権利を持つ、だから女性は議会の演壇にのぼる権利を同じく持つ」というとりわけ有名な一文を『感情教育』執筆のためにフローベールが「作業手帖」に書き留めていることが指摘できる。そうした流れのもとキリスト教では禁止されていた離婚が一七九二年にみとめられる（とはいへ、一八一六年には再び禁止されることになる）。その結果伝統的な家族像が破壊され、風俗が乱れたといわれている。⁽⁴⁾ グージュの戦闘的な姿勢はしばしば男性の反感を買い、一七九三年には反革命の容疑で断頭台にのぼることになる。この一連の流れの反動として一七九五年には女性の家庭復帰令が出される。そして一八〇四年のナポレオン法典の制定によつて男女および夫婦の権力関係は決定的になる。十九世紀における男性社会の成立は決してそれ以前の社会状況の帰結ではないのだ。女性の活動の場が家庭に限られたのは自然なことではない。ミシェル・フーコーは『性の歴史 I』において近代以降の性に関する知が権力と結び付く形で増大したことを探しているが、そうした枠組みを借りれば十九世紀の女性の状況をあたかも自然なものであるかのように装う権力が働いていたと考えられる。

ただし、このように成立した男性社会が規定する男性像が、必ずしも全ての男性によつて引き受けられたとはいえ

ない。例えば、男性学の大家であるレイウイン・コンネルは、「男性は、一般にジェンダー秩序の不平等から利益を得て いるが、全ての男性が対等に利益を得て いるわけではない。実際には、多くの男性たちがかなりの代償を払って いる。ゲイであつたり、女っぽかつたり、または単に弱々しいために、男らしさの支配的な定義から逸脱した男の子 や男性は、暴言や差別を受けやすく、ときには暴力の被害者になる」と述べている。男らしさは身分や財産、階層などによつて序列化され、意思決定システムに関わるような男性が「覇権的な男性性」を持ち、そうしたシステムから 疎外される男性は「従属性的な男性性」の烙印を押され区別されるというのだ。被支配者としての女性に着目するこ とも重要ではあるが、むしろ近年の研究でしばしば言及される男らしさの獲得の困難さに着目することで、フローベ ル研究においてこれまで見過ごされてきた問題系を浮かび上がらせることができるのではないか。『男らしさの神話』において著者オリヴィア・ガザレは、先史時代における母系社会から男性社会への移行に着目し、結果として男性のイデオロギーが支配的になつたと述べる。こうした発想は、著者自身が記しているようにバハオーフエンによつて示されたものであるが、ガザレが強調するのは男性の勝利は恒久のものではなく、男性はそれを覆される不安を常 に感じているということである。つまり、近年「男らしさの危機」が呼ばれているが、それは近現代においてフェミニストが勝利を収めた男女のイデオロギー闘争の結果ではなく、「男らしさ」そのものが根本的に抱える問題なのだ。常に「男らしさの危機」があり、また唱えられてきたという点で十九世紀に研究対象を限定した本研究の方向性とは 異なるが、男性あるいは男性社会による男性の抑圧、それをフローベール作品に見出すことができるのではないだろ うか。七月王政期から一八四八年前後までを主な舞台とする『ボヴァリー夫人』と『感情教育』これらは第二部以 降で詳しく扱うことになるが、この両作品の男性主人公二人が、ともに男性社会から阻害されたことを論じつつ、こ れらの作品を男らしさの歴史的文脈と重ね合わせて読解する、あるいは重ならない部分に光を当てる、というのが本 研究の基本的な方向性となるだろう。

ところで、簡単に「男らしさ」という言葉の使い方に触れておこう。「男らしさ」は、フランス語において « masculinité » あるいは « virilité » を用いて表される。いずれもラテン語 (masculinus / virilis) に由来する言葉だ

が、この二語は必ずしも明確に区別されてきたわけではない。それらを敢えて区別すると、肉体的資質に関する事柄が『masculinité』であり、社会的な次元を孕む意味での「男らしさ」としては『virilité』が使われる。ここではそうした区別を踏まえたうえで、本書の多くの箇所では特段の使い分けはしないことを断つておきたい。多くの箇所で『virilité』の「男らしさ」が問題になるであろうが、一方で『masculinité』の「男らしさ」を扱わないわけではないし、そもそもこれら概念自体が重なりあつてゐる場合もあるからだ。もう少し理由を付け加えておくならば、フランスでは『virilité』が研究対象になる場合が多いが、英語圏の男性学の領域ではほとんどの場合『masculinity』が用いられてゐることも挙げられる。しかも、かつては男らしさのあり方に多様性はなく单一であるという意味での言葉は単数形で使用されていたのだが、現在では男らしさの多様性が明らかにされてきているため、しばしば『masculinities』と複数形で語られる。なお、文献のタイトルや本文に「男性性」の語が用いられている場合には本書でも「男性性」の語を用いるが、全体的には「男らしさ」という語で議論を進めていく。

では、十九世紀フランスの男性のイメージを規定していたものはなんだったのか。その全貌を描き出すことは到底不可能だが、そのうちの一つにナポレオン法典があることは間違いないだろう。第二部第一章で検討するが、一七八九年の大革命を経てそれまでの風俗が乱れ、それを正すために、家父長制を明文化したこの法典が制定されたと考えることもできる。そこに示された男性像を引き受けた男性を最もわかりやすく表象していたのはバルザックだといえるかもしない。一方で、十九世紀半ば以降、こうした男性像を引き受け続けることは困難になつてゐたのではない。『男らしさ』について、当時の男性のイメージをめぐり社会学・歴史学の分野で近年目覚ましい成果があげられているが、こうした研究成果を参照することによつて本書はフローベール作品を男性性の議論のコンテクストに接続することを試みる。

ところで、冒頭でナポレオン法典の存在感を強調したのは、ナポレオン法典が十九世紀の作家に与えた影響は計りしえないからだ。そのため、ナポレオン法典というプリズムを通して、当時の社会を表象する作品のパースペクティブがよりよく見えてくるだろう。一八一九年、ナポレオン刑法典において著作物が「風俗紊乱」の罪に当たるこ

とがあると定められて以来、一八八一年までにフローベールを含む数々の作家が裁判にかけられた。それだけではなく、法律が創作の源として作用することもあった。例えばスタンダールがナポレオン法典の条文を手習いとして写していたことは知られており¹³⁾、またバルザックの作品では法律が一つの舞台仕掛けとして機能していることもある。『ゴリオ爺さん¹³⁾』や『従兄ポンス¹⁴⁾』では遺産をめぐって登場人物らが奔走する。また『暗黒事件¹⁵⁾』では裁判が描かれ、『結婚の生理学¹⁶⁾』では法律に従つて合意に基づく契約によって取り交わされる結婚を主題とし、姦通を一種の病気として扱つている。あるいは一八八五年に出版されたモーパッサンの『ベルミ¹⁷⁾』では、その前年に成立した離婚法をはじめ、法律が物語の展開上の重要な仕掛けとなつていている。他にも類似の例は枚挙にいとまがないが、文学作品において法が、特に結婚や遺産など家族をめぐる法が主題になつていていたことがうかがわれる。これまでのフローベール研究において法の問題が取り上げられることはあまりなかつたが、十九世紀を取り巻くそうした状況に鑑みて、フローベールの作品を法律から切り離して読むことは果たして可能なのだろうか。なによりも、法的な視点からみた場合に『ボヴァリー夫人』が問題を秘めた作品であった、ということは『ボヴァリー夫人』が裁判にかけられたという事実が示している。しかも、第二部第一章で述べるように、その争点にジェンダーの問題が関係しているのである。法律によつて夫婦・親子の家族関係が規定されている以上、本研究においてもナポレオン法典の存在を無視することはできない。

ここまで十九世紀の男性社会の成り立ちとナポレオン法典の関係、そして文学作品とジェンダーや法の交錯を素描してきた。とはいゝ、それらが作品読解の重要な手がかりとなることは確かだが、一方でそこに回収されない男性的資質があることも忘れてはならない。我々の生きる社会を考えてみれば当然のことだが、風俗や慣習といったレベルでも男らしさが規定されていた。十九世紀前半には暴力性が男らしさと結び付けられており、例えば居酒屋で喧嘩をすることが男らしさを獲得するための通過儀礼であった¹⁸⁾。バルザック『ゴリオ爺さん』のラステイニヤックはパリで社会的上昇を夢見て野心的に行動するのに対して、後に検討する『感情教育』のフレデリックは革命の暴動にも参加しないし、決闘も中断させられる。戦いの場に加わることのできない『感情教育』のアンチ・ヒーロー的な主人公を

十九世紀の男らしさのコードから読み解くことは許されるのではないだろうか。⁽¹⁹⁾しかも、『感情教育』においてフレデリックはデローリエから『人間喜劇』のラステイニヤックを思い出してみろよ！⁽²⁰⁾と言われるのだから、対比関係は明確だ。そのような、いわゆる文化史的な男らしさやジェンダー規範にも可能な限り自配せをしつつ論を展開していきたい。

ところで、フローベールとジェンダーといえば、いくつかの逸話が思い浮かぶのではないだろうか。例えばフローベールから恋人のルイーズ・コレに宛てられた、ある種のフェミニズム的な響きを持つ以下のよう有名な書簡がある。

ぼくの可哀想なボヴァリー夫人は、きっと、今まさにこの時、フランス中の村々で苦しみ、泣いています。⁽²¹⁾

あるいは反対に、『感情教育』におけるある作中人物の描写に関して友人でフェミニストのアメリカー・ボスケからは以下のような非難の書簡を受け取っている。

あなたは女性の権利を擁護する女性にとても恥辱的な役割を演じさせました。ところが、私たちはその役割を立て直すでしよう、すでに立て直されております。

フローベールがミソジニーの作家として取り上げられる場合によく参考される書簡だ。さらにジェンダーに対するフローベールの立場を曖昧なものにしているのが、ジョルジュ・サンドに対して用いられた「第三の性」⁽²²⁾というよく知られた言葉かもしれない。この言葉については後ほど検討するが、これらがフローベールのジェンダー観に複雑さを与えていることは確かだろう。したがって、本研究では作品中のジェンダーや性に関する表象のみならず、書簡のような私的な言説にも目を配って議論を展開していくことになる。